

徳島県地球温暖化対策推進計画改定の基本的な考え方について

改定に当たり配慮すべき事項

- ① 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に即した内容とする。
- ② 気候変動対策に係る世界的な動き及び法令、国の計画等への確に対応する。
- ③ 県の総合計画や関連計画との整合を図る。
- ④ 削減目標の達成状況や関連事業の進捗状況について毎年度フォローアップを行う

1 条例に則した役割

次期計画は条例第8条に規定された気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」として策定する。改定に当たり、第3条に規定された「基本理念」に則り、条例第3章に掲げられた「気候変動の緩和に係る対策」と十分に整合を図る。

第3条 脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 気候変動の緩和に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- 二 あらゆる主体が、それぞれの立場において、気候変動の緩和に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、県を挙げて、脱炭素社会の実現に向けた社会的気運を醸成すること。
- 三 気候変動対策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、気候変動対策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

第8条 知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - 二 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項

2 気候変動対策に係る世界的な動きや法令、国の計画等への的確な対応

計画の改定に当たっては、気候変動対策に関する世界的な動きや国の計画等を参酌するとともに、新たに対応すべき課題に適切に対応する。

【現計画策定後の世界の動き】

2013-14 「IPCC第5次評価報告書」の公表

- ・気候システムの温暖化には疑う余地はない。
- ・人間の影響が温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い。

2015.9 国連総会でSDGs採択

- ・2030年に向けて「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットを設定

2015.12 COP21「パリ協定」の採択

- ・世界共通の長期目標として2℃目標を設定
- ・全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新

2018.12 COP24（ポーランド・カウヰヰェ）

- ・締約国がパリ協定実施に向けた具体的な方策に合意

【現計画策定後に制定・施行された法令・国の計画等】

地球温暖化対策の推進に関する法律(H25改正)

- ・京都議定書目標達成計画に代わる地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する法律(H28改正)

- ・地方公共団体実行計画の共同策定が可能に
- ・計画に記載する事項の例示として都市機能の集約を追加

地球温暖化対策計画(H28.5閣議決定)

- ・2030年度に2013年度比26%削減に向けた各主体の基本的役割を規定

第五次環境基本計画(H30.4閣議決定)

- ・環境・経済・社会的課題の「同時解決」の実現を目指す
- ・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(R1.6閣議決定)

- ・最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、2050年までに80%の温室効果ガス削減に取り組む
- ・非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指す。
- ・エネルギー、産業、運輸、暮らし等の各分野のビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性を明示

なお、現計画から近年の環境情勢の変化にスピード感を持って対応するため、10年間としていた計画期間については、5年間とする。

3 県の総合計画や関連計画との整合

計画の改定及び推進に当たっては、県の総合計画や関連計画との整合に十分に留意するものとする。

- ・ 徳島県新たな総合計画(R02.3策定予定)
- ・ 徳島県新たな総合戦略(R02.3策定予定)
- ・ 徳島県気候変動適応戦略(H28.10)
- ・ 第三次徳島県環境基本計画(R01.7策定予定)
- ・ 自然エネルギー立県とくしま推進戦略(R01.7策定予定)
- ・ 都市計画区域マスタープラン（7区域）
- ・ 地域森林計画(2流域)

4 効果的な点検・評価及び進捗管理

計画の実効性の確保や効果的な推進を図るため、次に掲げる手法について明記する。

- ・ 各部局で構成する「徳島県環境対策推進本部」において、毎年、対策の実施状況等の進捗の把握や情報交換を行い緊密に連携していくとともに、「徳島県環境審議会」においても、点検・評価を受け、結果の公表を行う。
- ・ 最新の知見や技術の進展により必要に応じて新たな対策を追加するなどP D C Aサイクルに沿った進行管理を行う。